（様式第１号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第５条の規定により、次のとおり申請します。

１　交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
(1)　補助金の額　　金　　円
(2)　算出の基礎　　別紙「収支予算書」のとおり

２　補助事業等の名称、目的及び内容
(1)　名称
(2)　目的
(3)　内容　　別紙「事業計画書」のとおり

３　補助事業等の開始日及び完了予定日
年　　月　　日～　　年　　月　　日

４　添付書類
(1)　事業計画書
(2)　収支予算書
(3)　展示会場使用料の支出を確認できる見積書の写し等
(4)　法人若しくは団体の定款、寄附行為、会則又はこれらに類する法人若しくは団体の存在が証明できるもの
(5)　法人若しくは団体の過去３期の決算資料（財務諸表等）
(6)　展示会場の使用図面等（第２条第１項第２号の要件を確認できるもの）
(7)　次回の継続開催に係る誓約書及び計画書類
(8)　その他市長が必要と認める書類

5　誓約事項

この事業は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者が主催又は共催するものではありません。 ※該当する場合、□の中にレ点チェックを、記入してください。	□

事　業　計　画　書

事業の名称	
展示会開催期間	年　月　日　～　　年　月　日
会場使用期間	年　月　日　～　　年　月　日
使用施設	（施設名称）
	（使用号館）
	（延べ施設使用面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積
	（うち、延べ展示スペース等の面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積
事業の概要	（対象分野、出展社数、来場者数、予想商談額など具体的に記載してください）
期待される効果	
国・地方自治体との 主催・共催状況	国・地方自治体が主催・共催をしていない □　　している □ （国の機関・地方自治体名 ：　　）
展示場の運営者との 主催・共催状況	展示場の運営者が主催・共催をしていない □　　している □ （展示場の運営者名 ：　　）
本市以外からの 補助状況	展示会開催にかかる補助金等を受けていない □　　受けている □ （補助機関名称 ：　　補助金額 ：　　）
市内での過去の 開催状況	新規 □　　開催実績あり □ （展示会名称 ：　　開催年月日 ：　　年　月　日）
市内企業の利用状況	
次回の開催予定	年　月　日　～　　年　月　日 （※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第３号に規定されている期間）
その他	

収　支　予　算　書

【収入の部】　（単位：円）

項目	予算額	具体的内容	積算の基礎
自己資金			
参加者負担金			
借入金			
本市以外からの補助金			
本市補助金		新規展示会誘致補助金	
合計			

【支出の部】　（単位：円）

項目	予算額	具体的内容	積算の基礎
会場使用料			
その他			
市内企業への発注金額			
合計			

継続開催　誓約書

大阪市新規展示会誘致補助金の制度趣旨に鑑み、別紙「計画書類」のとおり、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条の要件を遵守することを誓約します。

なお、本誓約の条件に違反したときは、第 15 条（決定の取消し）の規定による補助金の返還等に応じます。

【大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱（抜粋）】

（補助の対象事業）

第２条　補助の対象となる展示会（以下「補助対象展示会」という。）は、大阪市内で開催されるもので、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）過去５年（会期初日から５年前の同日の属する年度当初）以内に大阪市内で開催されていない展示会であること。

（２）会期２日間以上、施設使用面積が開催準備及び撤収期間を含めて延べ２万５千平方メートル以上、うち企業間の商取引を主たる目的とする技術・製品等の展示スペース及び通路のために使用する延べ面積が３分の２以上のもの。

（３）初回開催から２回を大阪市内で開催すること。ただし、次回の開催においては、初回開催の事業実施期間終了日から２年後の同日の属する年度末までに開催するものとし、かつ同項第２号の規定による要件を満たすものとする。

（決定の取消し）

第 15 条　規則第 17 条第３項の規定による通知においては、市長は大阪市新規展示会誘致補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

【大阪市補助金等交付規則（抜粋）】

（決定の取消し）

第17条　市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助事業者に通知するものとする。

（補助金等の返還）

第18条　市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条　補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を求められたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

２　補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金等は最後の受領の日に受領したものとみなし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。

３　第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金等の額に充てられたものとする。

４　補助事業者が補助金等の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

５　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

６　市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

年　　月　　日

住　　所

（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）

氏　　名

（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

計画書類

【次 回 開 催 概 要 （予 定）】

事業の名称	
展示会開催期間	年　月　日　～　年　月　日 （※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第３号に規定されている期間）
会場使用期間	年　月　日　～　年　月　日
使用施設	（施設名称）
	（使用号館）
	（延べ施設使用面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積
	（うち、延べ展示スペース等の面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積
開催概要	（対象分野、出展社数、来場者数、予想商談額など具体的に記載してください）
その他	

（様式第２号）

大阪市指令経国第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市新規展示会誘致補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった大阪市新規展示会誘致補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

１　補助金の交付額　　金　　円

２　補助金の交付の条件

(1)　補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第９条第２項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4)　市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。

(5)　その他、大阪市補助金等交付規則（平成１８年大阪市規則第７号）及び大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

大経国第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市新規展示会誘致補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった大阪市新規展示会誘致補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

（交付しない理由）

（様式第４号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金交付申請取下書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて通知のあった大阪市新規展示会誘致補助金の交付決定について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第７条の規定により申請を取り下げます。

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　　月　　日

２　取下げの理由

（様式第５号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

（変更する内容及びその理由）

（様式第６号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金中止・廃止承認申請書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

（中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間））

（様式第７号）

大阪市指令経国第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市新規展示会誘致補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて交付決定した大阪市新規展示会誘致補助金について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第８号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金実績報告書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

１　補助事業等の名称

２　補助金の予定金額　　金　　円

３　補助事業の実績　　別紙「実績報告書」のとおり

４　添付書類
(1) 実績報告書
(2) 収支決算書
(3) 展示会場使用料の支出を確認できる領収書の写し等
(4) 展示会場の使用図面等（第２条第１項第２号の要件を確認できるもの）
(5) 次回の継続開催に係る計画書類

（様式第９号）

年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

住　　所
（法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地）
氏　　名
（法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名）

大阪市新規展示会誘致補助金実績報告書
（次回開催分）

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

１　補助事業等の名称

２　補助金の交付金額　　金　　円

３　補助事業の実績　　別紙「実績報告書」のとおり

４　添付書類
(1) 実績報告書
(2) 展示会場使用料の支出を確認できる領収書の写し等
(3) 展示会場の使用図面等（第２条第１項第２号の要件を確認できるもの）

実　績　報　告　書

事業の名称	
展示会開催期間	年　月　日　～　年　月　日 （※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第３号に規定されている期間）
会場使用期間	年　月　日　～　年　月　日
使用施設	（施設名称） （使用号館） （延べ施設使用面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積 （うち、延べ展示スペース等の面積）※大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第２条第１項第２号に規定されている対象面積
事業の実績、効果	（出展社数、来場者数をはじめ、報告時点での商談件数・金額等について記載してください。また、宿泊、飲食、交通などの直接経済効果及び雇用創出効果など把握可能な限り詳細に記載してください。）
事業の課題と 今後の方向性	
その他	

収　支　決　算　書

【収入の部】　（単位：円）

項目	決算額	具体的内容	積算の基礎
自己資金			
参加者負担金			
借入金			
本市以外からの補助金			
本市補助金		新規展示会誘致補助金	
合計			

【支出の部】　（単位：円）

項目	決算額	具体的内容	積算の基礎
会場使用料			
その他			
市内企業への発注金額			
合計			

（様式第10号）

大経国第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市新規展示会誘致補助金額確定通知書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて交付決定した大阪市新規展示会誘致補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

確定金額　　金　　円

（様式第 11 号）

大阪市指令経国第　　号
年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市新規展示会誘致補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け大阪市指令経国第　　号にて交付決定した大阪市新規展示会誘致補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市新規展示会誘致補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

１　取消しの内容

２　取消しの理由